報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 1 9 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近藤弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相	手	方	事件の概要
平成19年8月29日	70,917円				平成19年3月19日、西新井中
					学校校庭において野球部員
					がバッティング練習を行っ
					ていたところ、防球ネット
					を越えて軟式ボールが飛び
					出し、相手方車両のボンネ
					ットを破損し、損害を与え
					た。
平成19年9月5日	65,100円				平成19年7月18日、花保中学
					校校庭において野球部員が
					バッティング練習を行って
					いたところ、防球ネットを
					越えて軟式ボールが飛び出
					し、相手方自宅の一部(物
					干し場の庇)を破損し、損
					害を与えた。